新 旧

(当社への届出事項)

第5条

「振替決済口座設定申込書兼告知書兼届出書」に押なつされた印影及び記載された住所、名称、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、名称、共通番号等とします。

- 2 お客様が以下に掲げる者に該当する場合には、当社所定の方法によりお届けください。
 - 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人(上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人(金商法第 166 条第 5 項に規定する特定関係法人をいう)のうち主なもの)
 - 二 上場会社等の大株主(直近の有価証券報告書、半期報告書に記載されている大株主をいう)

(当社への届出事項) 第5条

「振替決済口座設定申込書兼告知書兼 届出書」に押なつされた印影及び記載さ れた住所、名称、共通番号等をもって、 お届出の印鑑、住所、名称、共通番号等 とします。

- 2 お客様が以下に掲げる者に該当する場合には、当社所定の方法によりお届けください。
 - 一 上場会社等の親会社若しくは主な子 会社又は主な特定関係法人(上場投 資法人等の資産運用会社の特定関 係法人(金商法第 166 条第 5 項 に規定する特定関係法人をいう)のう ち主なもの)
 - 二 上場会社等の大株主(直近の有価 証券報告書、半期報告書、四半期 報告書に記載されている大株主をい う)